

(介 183)  
令和 3 年 1 月 20 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

令和 3 年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善  
計画書」に係る提出期限について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年12月23日に社会保障審議会介護給付費分において、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」がとりまとめられたところですが、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」）については、各種見直しに関する内容が記載されております。

今後、処遇改善加算等に関する告示や通知が発出される予定ですが、処遇改善加算等の届出については、通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととされているものの、令和3年度に4月から同加算を取得する場合は、同年4月15日までに届出を行うこととする予定である旨、厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

- 令和3年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」に係る提出期限について  
(令 3.1.8 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

事務連絡  
令和3年1月8日

都道府県  
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

令和3年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」  
に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」（社会保障審議会介護給付費分科会）が、昨年12月23日にとりまとめられたところですが、その中に、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、介護職員処遇改善加算の職場環境等要件の見直しや介護職員等特定処遇改善加算の平均の賃金改善額の配分ルールの見直し等が盛り込まれています。

これを踏まえ、今後、関係審議会での諮問・答申を経て、関係する告示や通知の見直しを検討することとなりますが、処遇改善加算等の届出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和3年度に4月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

です。管內市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

令和3年度当初の特例（予定）

令和3年度に4月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年4月15日（木）までに計画書を都道府県知事等へ届出する。

（参考）通常の見扱

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ届出する。

※「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和2年3月5日老発0305第6号厚生労働省老健局長通知）参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/housyu/kaitei31\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei31_00005.html)

（照会先）

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線3989、3949）